

弘前市立百石町展示館清掃管理業務仕様書

弘前市立百石町展示館（弘前市大字百石町3番地2）の清掃管理業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務の範囲

弘前市立百石町展示館の敷地及び建築物並びに工作物等

2. 業務内容

上述の業務対象について、日常的な清掃管理及び以下に記載する特別清掃を実施することにより、良好な環境衛生や美観の維持、建材の健全なる保全を図る。

3. 要求水準

(1) 床、壁、天井

仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし清潔な状態に保つこと。

(2) 玄関、廊下等

①屑入れの内容物処理を行い、容器は清潔な状態に保つこと。

②入口のガラス、マット、金属部、カウンター、案内板、障壁部分は日常的に清潔・美観を保つこと。

③ドアノブ、手摺、スイッチ回り等、直接手を触れる箇所は、特に清潔な状態に保つこと。

(3) 便所、洗面所

①衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つこと。

②トイレットペーパー、薬用石鹸等、衛生消耗品は常に補充された状態にすること。

③扉、間仕切壁、洗面台、鏡等の付帯設備は汚れ・破損のない状態に保つこと。

(4) 湯沸室

①茶殻、ごみ等を適切な方法で処理し、臭気が発生しないよう、清潔な状態に保つこと。

②流し台周辺は、整理・整頓し、清潔・美観を保つこと。

(5) 事務室、遊戯室、集会室、図書室等

①屑入れの内容物処理を行い、容器は清潔な状態に保つこと。

②テーブル、机、椅子、備品類は、清潔な状態に保つとともに、整理整頓を行い、常に利用しやすい状態に保つこと。

(6) 敷地内

目につくゴミ等がないか日常的に点検を行い、良好な状態に保つこと。

4. 特別清掃

(1) 窓ふき（年2回）

(2) 床ワックス仕上げ（月1回）

(3) グリストラップ（適宜）

5. 器具及び材料等

当該業務に必要とする器具及び材料等（クリーナー・ポリッシャー・ワックス・トイレットペーパー・薬用石鹸及び便座クリーナーを含む。）は、すべて受注者の負担とする。

6. 業務報告

受注者は、特別清掃を実施した後、業務報告書を発注者に提出すること。

7. 環境配慮への協力

受注者は業務を実施するにあたり、市が実施する環境保全活動に係る取り組みに対して、可能な限り協力すること。

8. その他

当該業務に関して疑義が生じた場合は、その対処方法等について発注者と協議のうえ、決定する。